

## 随意契約をすることができる場合に該当することの説明書

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約をすることができる場合	今回の契約が左に該当すること等の説明
<p>特定の者でなければ供給することができないものを調達するとき。</p>	<p>1 調達する財産や役務等の内容及びその特殊性</p> <p>本業務は、令和6年度に開催する「清流の国ぎふ」文化祭2024（以下「本大会」という。）の開催に向けた広報を行うため、本大会公式ウェブサイトの管理運営等及び広報物のデザイン制作を行うものである。</p> <p>公式ウェブサイト管理運営等業務にあたっては、ウェブサイトの更新やウェブサーバー及びウェブサイト掲載システムの運用保守、障害発生時の復旧作業等に係る作業に関する専門的な知識が必要不可欠である。</p> <p>また、本業務で制作する広報物デザインは、本大会の総合プロデューサーの意向を反映する必要があるほか、令和4年度に制作した公式ウェブサイト及び公式ポスター、公式チラシのデザインとの統一性や一体感を持たせる必要がある。</p> <p>2 特定の者以外の者が供給することができないことの説明</p> <p>株式会社リーピーは、令和4年度における『「清流の国ぎふ」文化祭2024ウェブサイト制作及び管理等業務委託』の契約の相手方であり、ウェブサイト公開後、ウェブサイト及びサーバーの管理運営等を行っており、本ウェブサイトのシステムやサーバーの運用保守、障害発生時の対応等を熟知している。</p> <p>また、同社は、令和4年度に本大会の公式ポスター及び公式チラシデザイン制作業務も受託しており、統一性や一体感を持たせたデザインを制作することができる。</p> <p>さらに、同業務において、総合プロデューサーの意向を反映したデザインを制作した実績があり、総合プロデューサーからの修正依頼等に即時対応できるなど、総合プロデューサーとの良好な関係性も築いている。</p> <p>以上から、株式会社リーピーは、本業務を円滑に遂行できる唯一の事業者である。</p>

備考 この様式により難しいときは、必要な事項を含む適宜の様式によることができる。